| | | | |
|---|---|---|---|
| （削る） | （42の３）　別表第６の行政職俸給表㈠在級期間表の備考第８項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。 | （削る） | （42の10）　別表第６の公安職俸給表㈠在級期間表の備考第８項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。 |
| （削る） | （42の４）　別表第６の専門行政職俸給表在級期間表の備考第２項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。 | （削る） | （42の11）　別表第６の公安職俸給表㈡在級期間表の備考第２項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。 |
| （削る） | （42の５）　別表第６の専門行政職俸給表在級期間表の備考第５項の規定に基づき、同表の適用について定めること。 | （削る） | （42の12）　別表第６の公安職俸給表㈡在級期間表の備考第４項の規定に基づき、同表の適用について定めること。 |
| （削る） | （42の６）　別表第６の専門行政職俸給表在級期間表の備考第８項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。 | （削る） | （42の13）　別表第６の公安職俸給表㈡在級期間表の備考第７項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。 |
| （削る） | （42の７）　別表第６の税務職俸給表在級期間表の備考第２項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。 | （削る） | （42の14）　別表第６の研究職俸給表在級期間表の備考第２項の規定に基づき、同表の適用について定めること。 |
| （削る） | （42の８）　別表第６の税務職俸給表在級期間表の備考第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。 | （削る） | （42の15）　別表第６の研究職俸給表在級期間表の備考第３項の規定に基づき、２級に昇格させる場合に必要な事項について定めること。 |
| （削る） | （42の９）　別表第６の公安職俸給表㈠在級期間表の備考第４項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。 | （削る） | （42の16）　別表第６の医療職俸給表㈠在級期間表の備考第１項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。 |
| | | （削る） | （42の17）　別表第６の医療職俸給表㈠在級期間表の備考第２項の規定に基づき、２級に決定する場合に必要な事項について定めること。 |
| | | 五の二～五の九　（略） | 五の二～五の九　（略） |